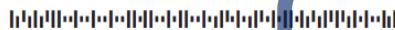


※この書類は、令和6年12月13日時点の住民票の情報に基づき作成しております。

860-0000  
熊本市中央区手取本町1番1号

熊本 太郎 様



705A1KX0000007#  
0012345678 0300007



重要

### 令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円等)支給のお知らせ

給付金の支給には手続きが必要です。下記の支給要件を確認いただき、該当される場合は、**右ページの確認書を郵送にて提出**、または、**電子申請**(※下記の二次元コードを読み込んでください)の**いずれかで申請**してください。

〈住民税均等割非課税世帯：1世帯あたり3万円〉

#### 支給要件1 以下の①～⑤の**全て**に該当する世帯

- ① 令和6年12月13日時点で熊本市に住民登録がある世帯で、世帯員全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯  
※令和6年度住民税とは、令和5年分(令和5年1月～12月)の収入の状況により課税されるものです。
- ② 世帯員全員が、令和6年度住民税が課税されている別世帯の親族から税扶養を受けていない世帯  
※親元を離れて暮らしている学生、単身赴任中の方と離れて暮らしているご家族等は、本給付金の対象外となる可能性があります。  
※税扶養とは、令和6年度住民税に係る扶養であり、社会保険(保険証)の扶養とは異なります。
- ③ 世帯の中に、令和6年度住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯
- ④ 世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない世帯
- ⑤ 熊本市以外の市区町村で、令和7年以降に同様の給付金(3万円)を受給していない世帯

〈こども加算：対象児童1人あたり2万円〉

#### 支給要件2 支給要件1に該当し、かつ、以下の①～③の**いずれかの児童**がいる世帯

- ① 令和6年12月13日時点で、住民票上、同一世帯となっている18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)  
※令和6年12月13日時点で、児童養護施設、乳児院、障がい児入所施設等に入所している児童は、こども加算の対象外です。
- ② 令和6年12月14日以降に生まれ、住民票上、同一世帯となっている新生児
- ③ 令和6年12月13日時点で、住民票上、別世帯で扶養している18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)  
※別世帯でこども加算の対象となっている児童は、こども加算の対象外です。

#### 申請方法・申請期限 ▼ 郵送または電子申請のいずれかで、申請してください。

**郵送の方** 必要事項を記載した「確認書」を、同封している返信用封筒に入れて郵送してください。  
(※確認書は、本通知右側の半分を切り取って使用してください。)

**電子申請の方** 右記の二次元コードを読み込んで申請してください。▶

なお、申請には、連絡可能なメールアドレスと二次元コード下の申請番号が必要となります。

※以下の場合は電子申請を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 世帯主以外の代理人の方への支給を希望される場合
- ② 口座振込以外での支給を希望される場合



申請番号  
【 123456 】

△ 給付金の申請後、令和7年7月31日までに新たにこども加算の対象となる児童が生まれた場合には、裏面に記載のコールセンターまでご連絡ください。

**受取を辞退される方**▶ 裏面に記載のコールセンターまでご連絡ください。

**申請期限：令和7年(2025年)7月31日 ※当日消印有効**

令和7年(2025年)2月7日

熊本 太郎 様

熊本市長 大西 一史  
(公印省略)

### 令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円等)支給要件確認書

支給要件に該当する場合には、世帯主の方が次の①～③を記入して、必要書類を添付の上**令和7年7月31日までにこの確認書を返送**してください。

● 支給内容			
【支給方法】	口座振込	【支給日】	確認書の受付後、内容確認が完了した方から順次支給
【支給口座】	〇〇銀行 普通 ****123	〇〇支店 クモト 支店	※【支給口座】が空欄の場合は、本書中段の【支給口座記入欄】に振込を希望される口座を記入してください。
【対象児童の数】	3人(令和6年12月13日時点)	【支給額】	3万円+対象児童1人あたり2万円

※対象児童の数には、令和6年12月13日時点で住民票上、同一世帯となっている18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)の数を記載し、令和6年12月14日以降に生まれた新生児や、別世帯で扶養している18歳以下の児童(単身の養生など)は、含まれておりません。対象児童の数に相違がある場合は、コールセンター(096-355-8866)にご連絡ください。

#### ① 支給要件及び支給内容の確認

- ※1 給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求められる場合があります。
  - ※2 意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
  - ※3 確認書に不備があり、令和7年8月15日までに必要な修正が行われない場合は、**給付金の受給を辞退したとみなします。**
- 支給要件に該当し、上記の支給内容に相違がないことを確認しました。

必須	世帯主氏名	確認日	令和	年	月	日	電話番号

#### ② 給付金支給口座の指定

本書上部の【支給口座】が空欄となっている場合や**支給口座を変更されたい場合は、下記の【支給口座記入欄】に受給を希望される口座を記入**してください。

- ※1 長期間入金のない口座を記入しないでください。
- ※2 **【支給口座記入欄】に記入した場合、口座情報の分かる確認書類を添付**してください。(確認書類の詳細は、裏面をご確認ください。)
- ※3 世帯主以外の口座での受給を希望される場合には、下記の【代理人記入欄】の欄に代理人名等を必ず記入してください。

#### 【支給口座記入欄】

該当者のみ	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カナ)
	1.銀行 4.信託 7.信託協 2.信用 5.農協 3.信託 6.農協	本-支店 本-支所 出張所	1普通 2当座	※右詰めでお書きください	※添付の表記に合わせてください
	金融機関コード	支店コード			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受給が出来ない方は、**コールセンター(096-355-8866)**にご連絡ください。

#### ③ 代理人が確認・受給を行う場合

**世帯主以外の代理人が確認・受給を行う場合は、下記の【代理人記入欄】に記入**してください。

- ※1 **代理人記入欄に記載した場合、世帯主本人と代理人の本人確認書類を添付**してください。(確認書類の詳細は、裏面をご確認ください。)
- ※2 代理人として確認・受給ができるのは、同一世帯員など一部の者に限ります。詳しくは**コールセンター(096-355-8866)**にご連絡ください。

#### 【代理人記入欄】

該当者のみ	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
代理人			大正・昭和・平成 年 月 日	〒 住所 日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、本給付金の				署名
①確認・請求 ②受給 ③確認・請求及び受給				申請者(世帯主)氏名
を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。				

〈裏面も必ずご確認ください〉

裏面▶

